

議案第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例に所要
の改正をするため、条例の制定を要するので、本案を提出するものです。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(湯河原町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 湯河原町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和32年湯河原町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 湯河原町職員の給与に関する条例(昭和32年湯河原町条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条の2及び第15条の3中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年湯河原町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(湯河原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 湯河原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年湯河原町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湯河原町表彰条例の一部改正)

第5条 湯河原町表彰条例(平成8年湯河原町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(湯河原町情報公開条例の一部改正)

第6条 湯河原町情報公開条例(平成17年湯河原町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第30条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湯河原町散骨場の経営の許可等に関する条例の一部改正)

第7条 湯河原町散骨場の経営の許可等に関する条例(平成26年湯河原町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湯河原町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員選考委員会設置条例の一部改正)

第8条 湯河原町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員選考委員会設置条例(平成27年湯河原町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第9条 湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年湯河原町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第3条第7項から第9項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
(湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の湯河原町職員の給与に関する条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例新旧対照条文

○湯河原町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正(第1条関係)

現 行	改 正 後	備 考
(失職の例外) 第5条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略)	(失職の例外) 第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 2 (略) 3 (略) (人の資格に関する経過措置) 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。 (湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 (略)	

○湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) (略) (2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続による	第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) (略) (2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によ	

現 行	改 正 後	備 考
ものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2) (略) (3) (略) 4 (略) 5 (略)	るものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) (略) (3) (略) 4 (略) 5 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 2 (略) 3 (略) (人の資格に関する経過措置) 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格	

現 行	改 正 後	備 考
	に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。 （湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の湯河原町職員の給与に関する条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。	

○湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられた者 (2) (略) (5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2) (略) (5) (略) 附 則 (施行期日) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 2 (略) 3 (略) (人の資格に関する経過措置) 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。 (湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 (略)	

○湯河原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) (略) (3) (略)	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) (略) (3) (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 2 (略) 3 (略) (人の資格に関する経過措置) 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。 (湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 (略)	

○湯河原町表彰条例の一部改正（第5条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(資格の停止等) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、その間、第4条から第6条までに規定する適格者となっても、この条例を適用しない。 (1) (略) (2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) (略) ┆ (6) (略)	(資格の停止等) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、その間、第4条から第6条までに規定する適格者となっても、この条例を適用しない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) (略) ┆ (6) (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 2 (略) 3 (略) (人の資格に関する経過措置) 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。 (湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 (略)	

○湯河原町情報公開条例の一部改正（第6条関係）

現 行	改 正 後	備 考
第30条 第19条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第30条 第19条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。 (人の資格に関する経過措置)	

現 行	改 正 後	備 考
	4 (略) (湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 (略)	

○湯河原町散骨場の経営の許可等に関する条例の一部改正（第7条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(欠格事項) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の許可を受けることができない。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 (3) (略) ― (5) (略)	(欠格事項) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の許可を受けることができない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 (3) (略) ― (5) (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 2 (略) 3 (略) (人の資格に関する経過措置) 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。 (湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 (略)	

○湯河原町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員選考委員会設置条例の一部改正（第8条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(任期等) 第5条 (略) 2 (略) 3 委員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。 (1) (略) (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) (略) (4) (略)	(任期等) 第5条 (略) 2 (略) 3 委員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。 (1) (略) (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) (略) (4) (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 2 (略) 3 (略) (人の資格に関する経過措置) 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。 (湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 (略)	

○湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正（第9条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（罰則） 第15条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2 （略） ― 6 （略） 7 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 8 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 9 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第41条第6項	（罰則） 第15条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2 （略） ― 6 （略） 7 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 8 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 9 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第41条第6項	

現 行	改 正 後	備 考
の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務に反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 10 (略) 11 (略)	の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務に反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 10 (略) 11 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする	

現 行	改 正 後	備 考
	有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。 (人の資格に関する経過措置) 4 (略) (湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 (略)	

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要について

1 概 要

刑法等の一部を改正する法律により、「懲役」及び「禁錮（禁固）」が廃止され、これらに代えて、新たに「拘禁刑」が創設されることになりました。

この法改正に伴い、本町の条例中で規定している「懲役」及び「禁錮（禁固）」を「拘禁刑」に改正するものです。

現 行	懲 役	・ 刑事施設に拘置し、所定の作業を課す。
	禁錮（禁固）	・ 刑事施設に拘置する。
改正後	拘禁刑	・ 刑事施設に拘置する。 ・ 改善更正を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

2 改正する条例（9 条例）

(1) 「懲役」から「拘禁刑」への改正（罰則規定）

ア 湯河原町情報公開条例（第 6 条関係）

イ 湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例（第 9 条関係）

(2) 「禁錮（禁固）」から「拘禁刑」への改正（欠格事由規定）

ア 湯河原町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（第 1 条関係）

イ 湯河原町職員の給与に関する条例（第 2 条関係）

ウ 湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
（第 3 条関係）

エ 湯河原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
（第 4 条関係）

オ 湯河原町表彰条例（第 5 条関係）

カ 湯河原町散骨場の経営の許可等に関する条例（第 7 条関係）

キ 湯河原町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員選考委員会設置条例
（第 8 条関係）

3 附 則

(1) 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日（附則第 1 項）

(2) 経過措置

ア 罰則の適用等に関する経過措置（附則第 2 項及び第 3 項）

イ 人の資格に関する経過措置（附則第 4 項）

ウ 湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置（附則第 5 項）